

カードローン基本契約詳細説明書

本書面は、貸金業法第16条の2項に関する極度方式基本契約書の内容を説明する書面です。カードローン基本契約の詳細について説明してあります。

- 貸金業者の商号、名称又は氏名並びに登録番号
商号 株式会社ユニファイン
住所 名古屋市東区名駅四丁目26番7号
登録番号 東海財務局長 (9) 第00086号

2. 契約の内容

| | | | |
|-------|----|-----|--|
| 契約限度額 | 万円 | 支払日 | |
|-------|----|-----|--|

《貸付の条件》

- 貸付の利率 : 実質年率 % 遅延損害金 : 実質年利 20.00 %
- 返済方式 : 貸付残高スライドリボルビング方式 返済回数 回
- 利息の計算方法 : 利息=融資金額×年率÷365日×利用日数 遅延損害金=融資金額×年率÷365日×支払日後経過日数
- 各回の約定返済額: 各回の最低支払金額は次のとおりとします。

| | | |
|------|--|------------|
| 融資残高 | ・10万円以下の場合 | 4,000円 以上 |
| | ・10万円を超え20万円以下の場合 | 8,000円 以上 |
| | ・20万円を超え30万円以下の場合 | 12,000円 以上 |
| | ・以後融資残高が10万円増すごとに3,000円を追加した金額以上を最低支払金額とします。 | |

追加借入した場合の融資残高は、従前の融資残元金と追加した金額以上の合計額とし、その借入が店頭、ATM、銀行振込みのいずれの借入を問わず、この合計額に相当する借入を行ったものとします。

3. 借主が負担すべき元本及び利息以外の金銭

- ①印紙代 ②債務者が銀行等から返済する場合の振込手数料

4. 返済を受ける場所

- ①提携先のATMにて支払、②当社の店舗窓口にて支払、③当社が指定する送金先へ口座振込みによる支払、

5. 返済回数

- 返済回数は、融資金額が30万円以下の場合、33回以内。融資金額が30万円を超え100万円未満の場合は55回以内。100万円を超える場合は82回以内とします。

6. 期日前の返済の有無

借主は、返済期日前の元本の一部又は、全部を返済ができるものとします。この場合、返済をする日までの利息を合わせて支払うものとします。

7. 期限の利益喪失

借主は、カードローン基本契約書に基づく融資金は分割払いでご返済できますが、下記事項に該当した場合は、分割払いで返済することができなくなり、直ちに一括で返済していただくこととなります。期限の利益喪失日の翌日から完済するまで遅延損害金の利息がかかります。

(期限の喪失事項)

- ①借主が本契約書に定める約定返済額の支払を一度でも怠ったとき。
- ②契約締結時の融資申込書・提出書類等に虚偽があったとき。
- ③氏名・住所・勤務先(欠勤・休職・退職・転職・免職・転業・廃業・休業)等の変更届出義務を速やかに行なわなかったとき、あるいは所在が不明になったとき。
- ④借主が、強制執行・破産・民事再生法・滞納処分・保全処分等の法的措置をとられたとき、その他信用状況に重大な変化があったとき。
- ⑤借主が死亡したとき。
- ⑥その他、本契約に違反したとき。

金銭消費貸借契約締結前に契約の内容の詳細について十分に理解し、カード論基本契約書詳細説明書の交付を受けました。

作成日 平成 年 月 日

契約者